

令和 8 年度 旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集に係る質問と回答

令和 8 年 9 月 7 日時点

No.	質問箇所	質問事項 (必要に応じて質問の趣旨)	回 答
1	実施要領 第 15 の 2	企画内容審査点が 6 割（基準点）に満たなかった場合は失格とあるが、選定委員が 1 人でも 6 割未満としたら失格となるのか。	企画内容審査点は選定委員全員の平均から算出します。そのため、選定委員の 1 人が 6 割未満だとしても他の委員の採点結果により選定委員全員の平均点が基準点以上であれば失格にはなりません。
2	実施要領 第 19	地元説明会は 1 回参加し説明すれば良いのでしょうか	募集要項の P23(3)【買取りの場合】ア及び P24(4)【賃借の場合】アに記載のとおり地元説明会を開催し地域住民から一定の理解を得ることを条件にしており、状況に応じて複数回開催することもあります。
3	募集要項 P17 【賃借の場合】 (2)	既存建物の改築や増築による活用は不可とあるが模様替えなどの改修は可能か。	建築確認を伴わない範囲での模様替えなどの改修は可能です。
4	募集要項 P17 【賃借の場合】 (3)	事業（貸付）期間について貸付開始日から 5 年以下とありますが、改修や事業構築に必要な期間はこの事業（貸付）期間に算入されますか。	改修や事業構築には相応の期間が必要と考えられますので、優先交渉権者決定後に個別に調整を行い、改修や事業構築に必要な期間は事業（貸付）期間に算入しないように努めます。
5	募集要項 P18 【賃借の場合】 (8)オ	施設運営及び維持管理に必要となる修繕費用の具体例を教えてください。	募集要項 P21 の 4 (5) に掲げている設備の漏水、故障については本市で修繕を行います。配管等からの漏水についても本市で修繕を行います。その他の建具や空調等の不具合については借受事業者側で修繕等の対応をお願いします。